



令和7年度長岡市地域密着型 サービス事業所集団指導



長岡市福祉保健部 福祉総務課・介護保険課

目次

- | | | | |
|----|-------------------|----|---------|
| 1 | 対象サービス事業所について | 13 | その他お知らせ |
| 2 | 集団指導について | 14 | 事務連絡 |
| 3 | 運営指導について | | |
| 4 | 監査について | | |
| 5 | 運営指導時の指摘事項について① | | |
| 6 | 運営指導時の指摘事項について② | | |
| 7 | 運営指導時の指摘事項について③ | | |
| 8 | 運営指導時の指摘事項について④ | | |
| 9 | 運営指導時の指摘事項について⑤⑥ | | |
| 10 | 研修・訓練・委員会等について | | |
| 11 | 指定関係の手続きについて | | |
| 12 | 地域密着型サービスに関する留意事項 | | |

長岡市の地域密着型サービス事業所集団指導は以下のサービス事業所を対象に実施しています。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

○集団指導とは

長岡市長が主体となり、指定の権限を持つ介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容の及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指摘事項等に基づく指導内容について、年一回以上、講習等の方法により行うもの

(長岡市介護保険施設等指導実施要領より一部抜粋)

○集団指導の目的について

- ① 指定事務の制度説明
- ② 改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進
- ③ 介護報酬請求に係る過誤・不正防止

3点の重点事項について事業所に周知し、適切な制度理解や不正の防止に繋げていく

○運営指導とは

2名以上の職員で実施し、介護保険施設ごとに介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の確認のため、原則として実地にて行うもの

○運営指導の実施頻度について

運営指導の実施頻度は3年に1回程度を目安として実施しているが、事業所等の運営状況の確認が必要な場合(監査後や減算指導後など)は、必要に応じて隨時実施する

○運営指導の事前提出資料について

運営指導実施前に事前に提出いただく資料については、以下のとおりです。

- ・加算減算点検表 ⇒ 提出された点検表を基に運営指導時において各種加算・減算の確認を行います。（市HPよりダウンロードのうえ、入力してください。）
- ・事業所様式の勤務実績表 ⇒ 人員配置状況等の確認を行います。

事前提出資料については、運営指導実施通知の内容を御確認のうえ、対応してください。

○監査とは

著しい違反(人員基準違反、運営基準違反、不正請求及び高齢者虐待等)の疑いもしくは、認められる場合に書類等の提示を求め、関係者の出頭、質問を行うことにより情報を収集するとともに現地に立ち入って検査を行い、事実関係を確認するもの

○監査の通知方法について

監査の実施を決定した場合には、事業所に対し、監査開始時に文書にて実施通知を行います。また、運営指導の実施中に監査に移行した場合には、口頭により監査を実施する旨を通告したうえで監査を行います。

○監査の結果に基づいた対応について

行政指導 ・・・ 監査を行った結果、不正は認められないものの、運営基準等の適合性が不十分である場合は、以下の通りの対応を行うことになります。

	判断基準
報告	悪質性や組織性等が無い、指定基準違反・報酬基準違反で改善が見込まれる状況の場合
勧告	利用者(入所者)の処遇に影響がある指定基準の場合 <u>(著しい不当行為)</u> ① 悪質性や組織性等がある場合 ② 従前の指導等で指定基準の違反を認識しているにも関わらず違反を行っている場合

行政処分・・・監査を行った結果、行政処分を行うことが必要であると認められる場合には、以下の通りの対応を行うことになります。

	判断基準
命令	改善勧告に従わなかった場合
指定取消・指定の効力全部・一部停止	重大な違反・不正がある場合(不正行為)で「公益侵害の程度」「故意性の有無」「組織性の有無」「悪質性の有無」を考慮し判断する。 ① 改善命令にも従わない場合 ② 不正な手段で指定を受けている場合 ③ 従前の指導等で指定基準及び報酬基準の違反を認識しているにも関わらず悪質な違反を行っている場合 ④ 虐待等、利用者の生命に影響がある場合 等

① 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合(地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護)

利用者が当日、サービス提供途中で体調不良等により、当初の通所介護計画上の所要時間(例：7時間以上8時間未満)より大きく短縮し、やむを得ず2時間程度でサービス提供を中止した場合には、計画上の所要時間より大きく短縮するため、当初の通所介護計画を変更したうえで算定を行う必要がありますが、通所介護計画について変更を行わずに、算定をしていた事例がありました。算定する場合は、必ず当初の通所介護計画について変更を行い、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。

② 市町村への事故報告基準について(全サービス共通)

下記の①～③に該当する事故が発生した場合、報告様式に記載のうえ長岡市に報告をしてください。なお、施設、事業所内で起きた事故等が原因の場合のみを適用し、帰宅後の事故等は除きます。

ただし、施設等に関連したものと思われる場合は、報告の対象とします。

- ① 死亡に至った事故
- ② 医療機関(施設の勤務医、配置医を含む)への受診を要した事故
- ③ その他利用者に影響があると考えられる事故の場合(誤薬、与薬もれ、
盗難傷害事件、行方不明、個人情報紛失等)※報告を要する目安として
は入所者の家族に説明をするような事案である場合

(令和3年4月12日付高齢第66号新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長通知を一部引用)

③事業所の見やすい場所に、重要事項の掲示もしくはそれらを記載したファイル等を整備しておらず、いつでも自由に閲覧できない状態であった。また、それらの重要事項についてウェブサイトへの掲載がされていなかった。(全サービス共通)

重要事項とは

- ①運営規程の概要
- ②介護支援専門員の勤務体制
- ③事故発生時の対応
- ④苦情処理の体制
- ⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日等) です。

上記の①～⑤を記載した文書を掲示、もしくは、ファイル等にしていつでも自由に閲覧できるようにしてください。また、重要事項について、原則として令和7年4月から重要事項のウェブサイト(事業所又は法人のホームページ、介護サービス情報公表システム)への掲載が義務づけられたため、掲載してください。

④ 指針と実態の不一致について(全サービス共通)

事業所等が整備している指針(虐待や感染症、身体拘束等)において規定がされていることが、実態として行われていない事例が見受けられました。

実際の事例：「虐待の防止のための指針」の項目「利用者等に対する指針の閲覧に関する事項」に、指針ついては事業所ホームページに掲載すると規定されているものの、事業所ホームページに当該指針について掲載がされていなかった

⑤ 記録の保管について(全サービス共通)

利用者に関する記録については、利用者のサービスが終了した日から長岡市では条例により **5年間** 保存することが義務付けられています。また、記録の保管場所については、施錠可能な書庫等で保管をするようにしてください。

⑥ 介護記録等への記録について(全サービス共通)

各種サービス計画書について利用者が同意して、交付した記録や各種加算の利用者同意が必要な計画等について、利用者に説明し同意を得たものの、介護記録等に記録がされていないため確認できない事例が多くありました。介護記録等に記録を残すようにしてください。

○虐待の防止に関する措置について(全サービス共通)

- ・年1回以上の虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催
- ・虐待の防止のための指針の整備
- ・年1回以上(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は年2回以上)の虐待の防止のための研修の実施※職員の新規採用時にも実施
- ・上記3点の措置を適切に実施するための担当者の配置

上記の4点を1つでも実施していない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算に該当することとなるため、必ず実施してください。

○ 衛生管理【感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置】(全サービス共通)

- ・ 6月に1回以上(**特養は3月に1回以上**)の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ・ **年1回以上**(**認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は年2回以上**)の感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための**研修実施**及び職員の新規採用時の**研修実施**
- ・ **年1回以上**(**認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は年2回以上**)の感染症の予防及び食中毒の予防及びまん延の防止のための**訓練実施**

○ 業務継続計画の策定等(全サービス共通)

- ・感染症及び非常災害の業務継続計画の策定※

※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差支えない

- ・年1回以上(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は年2回以上)の研修実施※

※なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差支えない

- ・年1回以上(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は年2回以上)の訓練実施※

※なお、感染症に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差支えない。

- ・必要に応じた業務継続計画の見直し

○ 事故発生の防止及び発生時の対応

①事故発生の防止(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ)

- ・事故発生の防止のための指針の整備
- ・事故発生防止委員会の定期的な開催について
- ・年2回以上の事故発生防止のための従業者に対する研修の実施
- ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、従業者に周知徹底を図る体制の整備
- ・措置を適切に実施するための担当者の配置

②事故発生時の対応(全サービス共通)

- ・事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、利用者に係る介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録
- ・賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償をすみやかに行うこと

○ 身体的拘束等の適正化のための措置

①(全サービス共通)

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

②(小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護)

- ・3月に1回以上、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催
- ・身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ・年2回以上の身体的拘束等の適正化のための研修の実施※職員の新規採用時にも実施

(1) 標準様式の使用、指定に係るオンライン化について

- ・令和6年4月から、指定に係る様式は、国の標準様式を使用しています。指定等に係る申請や届出を行う際は、最新様式にて提出ください。
- ・令和8年1月1日より、指定に関する手続きは原則「電子申請システム」による届け出のみとします。やむを得ず利用できない場合は、介護保険課へ御連絡ください。

(2) 指定（更新）手数料の納入について

- ・市が発行する「納入通知書」により、指定の金融機関で納付いただきます。
- ・「事業者指定（更新）に係る意向申出書」の提出をもって納入通知書を発行しますので、意向申出書を提出してください。

※指定更新時期を迎える事業所に対しては、指定有効期限の概ね3か月前に更新手続きのお知らせを送付します。

(3) 指定更新について

①指定有効期間

- ・指定有効期間は6年間のため、原則6年ごとに指定の更新が必要です。

②申請書類及び提出期限

- ・手数料の納入後に領収書の写しを添えて、有効期間満了日の2か月前までに、
指定更新申請書類を提出してください。
- ・提出書類の様式については、市ホームページから最新版をダウンロードしてお
使いください。

【地域密着型サービス事業所指定申請について】

https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/sitei_sinsei.html

(3) 指定更新について

③指定有効期間の定めに関する弾力的な運用の取り扱いについて

- 同一事業所で下記のサービスの指定を受け、それぞれの指定有効期間が異なる場合、事前に相談のうえ一方のサービスの指定更新申請時に双方のサービスの指定有効期間を合わせて更新することが可能です。

- (1) 同一種別の「地域密着型サービス」と「地域密着型介護予防サービス」
- (2) 「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護」と
「共用型(介護予防) 認知症対応型通所介護」

参考資料

令和7年5月27日付け長介第381号「指定有効期間の定めに関する弾力的な運用の取り扱いについて（通知）」

【介護保険課からの通知関係（指定基準関係等）】

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/notification.html>

(3) 指定更新について ④更新手続きの流れ



指定有効期限
の概ね3か月前

申請書提出は
指定有効期限
の2か月前まで

(4) 変更届について

① 届出の方法

- ・令和8年1月1日からは原則「電子申請システム」のみで届出

② 届出の時期

- ・変更の届出は、変更が生じた日から10日以内に届け出てください。

③ 添付書類

- ・変更の内容によって異なりますので、市ホームページを御確認ください。

(5) 廃止・休止・再開届について

① 届出の提出書類・時期 *事前に介護保険課に相談のうえ、届け出てください。

届出が必要となる場合	届出様式	添付書類等	提出期限
事業所を 廃止 しようとする場合	「廃止・休止届出書」 様式第二号（三）	利用者の引 継ぎ状況が 分かる書類	事業を廃止する日の <u>1月前</u> まで
事業所を 休止 しようとする場合			事業を休止する日の <u>1月前</u> まで
事業所を 再開 した場合	「再開届出書」 様式第二号（五）	下記①～③ のとおり	事業を再開した日から <u>10日以内</u>

- ① 「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」（=③変更届の添付書類に含まれている場合は不要）
- ② 「従業者の資格を証する書類」（=③変更届の添付書類に含まれている場合は不要）
- ③ 「変更届」及びその添付書類 ※再開に伴う変更事項（例：管理者、介護支援専門員、運営規程等の変更など変更届として提出すべき内容の変更）があった場合のみ

(5) 廃止・休止・再開届について

②休止中の事業所について

休止中の事業所においては、指定の更新を受けることができません。

(A) または(B)のいずれかを行う必要があります。

- (A) 更新時期までに事業を再開した上で更新の手続きを行う
- (B) 事業を廃止する

詳しくは介護保険課へお問い合わせください。

(6) 利用定員及びサービス転換の手続きについて [利用定員増]

サービス種別	協議資料提出時期	変更日
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	変更日の 1か月前まで ※	各月1日から
サービス種別	協議資料提出時期	変更日
認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険事業計画基盤整備計画 登載事業の公募を行います。	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護	利用定員がないため、手続きは ありません。	

※事前に介護保険課に相談してください。変更日の1か月前までに、協議資料の提出及び変更後10日以内に変更届の提出が必要です。

(6) 利用定員及びサービス転換の手続きについて [サービス転換]

サービス種別	協議資料提出時期	転換日
小規模多機能型居宅介護 ⇄ 看護小規模多機能型居宅介護	転換日の2か月前 まで※	各月1日から
通所介護 ⇄ 地域密着型通所介護		

※事前に介護保険課に御相談ください。 転換日の2か月前までに協議資料の提出及び新規指定申請書等の提出が必要です。

(6) 利用定員及びサービス転換の手続きについて [利用定員減]

変更届が必要になりますので、事前に介護保険課に御相談ください。

(7) 地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所における宿泊サービスの実施に関する届出について

① 届出の時期

届出内容	提出時期
宿泊サービスを開始する場合	宿泊サービス提供開始前
届出の内容に変更が生じた場合	変更の事由が生じてから10日以内
宿泊サービスを休止又は廃止する場合	休止又は廃止の日の1か月前まで

② 届出書類

指定認知症対応型通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する届出書

(8) 訪問系地域密着型サービスにおける出張所等 (サテライト事業所) の設置の届出について

令和6年12月27日付け長介第1243号「訪問系の地域密着型サービスにおける出張所等(「サテライト事業所」)の設置に係る取扱いについて(通知)」を御確認ください。

【介護保険課からの通知関係(指定基準関係等)】

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/notification.html>

(9) 介護給付費算定（加算）に伴う手続きについて

- ・加算を新たに算定する（または算定しなくなる）場合、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書類の提出が必要です。

届出にあたっては、加算の算定要件を満たしているか十分に確認してください。
なお、令和8年1月1日からは原則「電子申請システム」で届出をしてください。

※前年度の実績等が算定要件になっている加算については、毎年度算定の可否を確認する必要がありますので、特に注意してください。

(9) 介護給付費算定（加算）に伴う手続きについて

①届出の時期と算定開始時期について

サービス種別	届出の時期	算定開始月
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	毎月15日以前	翌月から算定
	毎月16日以降	翌々月から算定
認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	届出が受理された日の翌月から算定 (月の初日の場合はその月から算定)	
※事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった（該当しなくなることが明らかになつた）場合は、速やかに届け出てください。		基準に該当しなくなつた日から加算等の算定は行えません。

(1) 地域密着型サービスの利用について

- ・地域密着型サービスは住み慣れた地域で生活が継続できることを目的としていることから、サービスを利用できるのは『長岡市に住所を有する住民のみ』です。
- ・サービス提供に係る確認事項
 - ①サービス提供を開始する際は、必ず利用者の介護保険証により、住所、保険者を確認し、長岡市の地域密着型サービスを提供できるか確認してください。
 - ②サービスの利用を目的として、他市町村から長岡市内へ住所を異動していないかなど、利用希望者が地域密着型サービスの趣旨に適しているか十分な確認をしてください。

(2) 地域への展開（適正なサービス提供の確保）について

- ・地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護
事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してだけでなく、その住居に居住する利用者以外にもサービスを提供するよう努めてください。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
正当な理由がある場合を除き、同一建物等に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行わなければならないこととなっています。

(3) 認知症対応型通所介護における利用者が認知症であることの確認について

- ・医師の診断（診断書、主治医意見書、介護支援専門員医師所見聴取書等の書面）により、認知症であるという診断名（認知症高齢者の日常生活自立度判定のランクではなく）を確認します。また、医師の所見を聴取のうえ、聴取書相応の内容を記載した居宅サービス計画書でも可とします。
- ・介護支援専門員か事業所のいずれかが確認（保管）してください。なお、介護支援専門員が書類を確認し、事業所が介護支援専門員に口頭等により確認した場合は、事業所は確認した事実を記録に残してください。

(4) 職員の資格管理について

- ・職員の異動などの際に、介護支援専門証等の有効期限切れが発覚しています。資格の有効期間等の管理については、資格保有者本人だけでなく、事業所、法人単位で管理してください。
- ・資格者（管理者、計画作成担当者等）の急な退職等により、人員基準を満たせなくなる事例が発生しています。
 - ①計画的な資格取得を実施してください。
 - ②資格に係る研修の受講申し込みの申請漏れが無いように申請者だけでなく事業所、法人単位で管理してください。

(5) 事業者における個人情報の適切な取扱いについて

- ・介護保険サービス事業所による個人情報の流出が、全国でたびたび発生しています。
今年度、市内事業所においても、不適切な取扱いによる個人情報紛失事故が発生しました。
- ・個人情報に関する事故は、一度であっても影響は甚大です。
個人情報の保護に関する法律や厚生労働省のガイドラインなどを参考に、適切な取扱いに努めてください。

【厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等】
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/> (厚労省HP)

(6) 運営推進会議、介護・医療連携推進会議について

・構成員について

当該法人や事業所の職員に加え、以下のメンバーでの構成が必要です。

利用者及び利用者の家族、地域住民の代表者、

市町村職員又は地域包括支援センター職員、当該事業について知見を有する者、

地域の医療関係者（介護・医療連携推進会議の場合）

・会議録の作成について

開催日時、開催方法、出欠者、誰からの発言・質問があったか、それに対する回答などが分かるように記載してください。

(7) 自己評価について

- 外部評価の実施義務の有無に関わらず、「自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。」とされています。

(自己評価の取組み例)

- ①認知症対応型共同生活介護の外部評価の項目を参考にして自己評価を実施する。
- ②利用者又はその家族へ満足度アンケートを実施し、課題を見つけて改善を図る。
- ③法人内の業務改善委員会等が事業所を評価した結果を自ら再確認・再評価を行う。
- ④法人又は事業所が独自に作成した自己点検表を活用し自己評価を実施する。
- ⑤他事業所や業界誌等が作成した自己点検表を活用し自己評価を実施する。
- ⑥業務内容について、職員個々で自己点検を行い、課題を見つけて改善を図る。
- ⑦職員個々に目標・課題を設定し、その達成度合いを評価する。
- ⑧事業所としての目標・課題を設定し、その達成度合いを評価する取組み。
- ⑨管理者等が職員を評価する取組み。
- ⑩各サービスに係る研修の実施により、その習得状況等を評価する取組み。

(8) 各サービスの評価の実施について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、
看護小規模多機能型居宅介護

- ・外部評価については、事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、運営推進会議、または介護・医療連携推進会議において、自己評価結果について第三者の観点からサービス評価を受ける外部評価を1年に1回実施することとなっています。
- ・運営推進会議等を活用した評価では、第三者からの評価を通じて新たな課題や改善点を明らかにし、事業所全体の質の向上を目指すものです。

当該評価の趣旨を踏まえ、年度ごとに具体的目標や重点的に意見交換を行う項目を定める等、効果的な運用をお願いします。

【運営推進会議等を活用した評価情報】

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/hyoka/>

(8) 各サービスの評価の実施について

認知症対応型共同生活介護

- ・認知症対応型共同生活介護において求められる「第三者による外部評価」について、「既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）」と「運営推進会議における評価」のいずれかの評価を受ける（いずれかを選択する）ことが可能です。

参考資料

令和3年6月10日付け長介第676号「認知症対応型共同生活介護の外部評価の取扱いについて（通知）」

(9) 老人福祉法に係る届出について

・長岡市が指定する地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設は除く）に係る老人福祉法の届出は、長岡市へ提出が必要です。

・届出が必要となる手続き

①事業を開始する場合

②変更事項が生じた場合

③廃止又は休止する場合

参考資料

令和7年3月5日付け長介第1351号「老人福祉法に係る届出について（通知）」

【老人福祉法に係る届出について】

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/elder-law.html>

(10) 協力医療機関に関する届出について

- ・認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、1年に1回以上、協力医療機関と入居者の急変時等の対応を確認し、医療機関の名称や取り決め内容等を指定権者に届け出が必要です。

【地域密着型サービス事業所指定申請について】

https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/sitei_sinsei.html

(1) 介護保険課からの通知及び集団指導資料のホームページ掲載について

過去に介護保険課から発出した主な通知や集団指導資料について、市ホームページに掲載していますので、御活用ください。

【介護保険課からの通知関係】

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/notification.html>

【集団指導資料】

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/syudan-shiryou.html>

(2) 「地域密着型サービス施設の空室（利用）情報」のホームページ掲載について

居宅介護支援事業所による利用者へのスムーズな事業所紹介と事業所の安定的な運営のため、全地域密着型サービス事業所の利用可能（空室）情報を市ホームページに掲載しています。日頃の業務にぜひお役立てください。

【地域密着型サービス施設の空室（利用）情報】

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/kushitsu.html>

(3) 指定基準等に関する質問について

- ・指定基準や報酬に関する当課へのお問い合わせは、質問票にてメール等でお寄せください。（送付先：介護保険課介護事業推進係）
回答するまでに時間を要しますので御了承ください。

【質問票の様式】

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/fukushi/cate02/file/kyotaku-h01.doc>

ご視聴いただきましてありがとうございました。

集団指導出席事業所の確認を行う為、集団指導受講後
令和8年1月30日(金曜日)までに下記のQRコード又はURL
から、アンケートを行ってください。

QRコード



URL

<https://logoform.jp/f/Y0M2k>

また、質問につきましては、市ホームページに掲載されている質問票を以下の担当課まで提出してください。

- ① 指導監査を踏まえた留意点等に関すること：福祉総務課
- ② 制度説明、各種手続き等に関すること：介護保険課